

平成 21 年度 第 1 回葛飾区消費生活対策審議会議事録

日 時：平成 21 年 4 月 22 日（水）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：ウィメンズパル 3 階 消費者学習室

出席者：清田委員、黒崎委員、甲州委員、寒河江委員、島田委員、高橋委員、
矢頭委員、谷茂岡委員（五十音順）

* 配布資料別添

1 開 会

（事務局）事務局紹介

2 議 題

(1) 条例第 27 条の規定に基づく諮問に対する検討

中間答申案のうち、1 から 3 までを読み上げ（事務局）

各委員による意見交換

「4 ページ 12 行目、「消費生活センターの拡充」という言葉が出てきているが、8 ページ、4(3)では「葛飾区の消費者行政体制の強化」という言葉を使っているのでは、合わせるべきでないか」

「センターの拡充の方は、むしろ 4(1)で述べており、「相談・苦情処理体制の強化」という部分で、センター自体についての具体的な提言をしている。4(3)は狭い意味での「区の消費者行政」の問題である。(1)

のサブタイトル「消費生活センターのありかた」を削り、(1)を「消費者被害の防止・救済、消費生活センターの拡充」としてはどうか。技術的な話になるが、この 4 ページ 11 行目、「取り組むべき施策は」というところを一種の見出しの予告とすると、順番を並べ替えて、(3)を追加し、「取り組むべき施策は、消費者被害の防止・救済に関する施策、消費生活センターの拡充、消費者教育に関する施策及び消費者行政体制の強化」とすればどうか。

中間答申案のうち、4 を読み上げ（事務局）

各委員による意見交換

「5 ページ イ「成年後見制度の活用支援」については、 に比べて内容が漠然としている。各種助成制度の充実がもう少しできないか。現状の厚生労働省所管の成年後見制度利用支援事業は、障害者の福祉サービスの利用が前提となっている。国が 50%、都が 25%、残りの 25%が市区町村という予算分担になっており、国と都では予算化されているが、市

区町村ではメニュー事業となっているために、選択しなければ実施されない仕組み。実際、葛飾区では、事業化されていない。全国的に見ても事業化されている市区町村というのは非常に少なく、成年後見制度の助成制度は、ほとんど機能していないのが現状です。平成 18 年 4 月に高齢者虐待防止法が施行され、附則で見直しの期間が 3 年と規定されているため、今般、司法書士会で提言をした。その中で「高齢者虐待事例に限り、これをメニュー事業から外し、任意ではなくて義務付けるべきではないか」としたが、同時に、高齢者・障害者に関する消費者被害の事例で、成年後見制度を利用すべきものについては、この事業を義務化する必要があると思う。市区町村にしてみれば、高齢化の度合いが進み、莫大な予算が将来的に積みあがっていく可能性を恐れて二の足を踏んでいるところだと思うので、非常に特殊な事例、例えば人権や生命、財産を守るようなものに限り、助成制度を義務化していくという形での提言をしたいのです。ここは消費生活の審議会なので、消費者被害に関して、この助成制度を使っていくべきだという提言ができないか。細かいところでは、5 ページから 6 ページにかけて、「後見人候補」となっているが、これは「後見人候補者」としてもらいたい。それから 7 ページ、3 行目で「高齢者」を支援するとなっているが、障害者も含むので「高齢者等」とした方がいい」

「確かに、この成年後見制度の活用支援というところは不十分である。活用すれば高齢者や障害者等の消費者被害の予防に役立つことは確かなのに、あまり利用が進んでいない。理由は大きく 2 つ考えられる。成年後見人をどうやって見つけるのか、どういう人がいるのか、手続きはどう進めればいいのか、裁判所とのかかわりはどうなるのか。利用者の立場に立って、そういった具体的な情報提供を意識的に行う必要があるというのが 1 点。それについては一般的だが、ここに書いてあると思う。もう 1 点は、いちばん必要としている人が、成年後見制度を利用するための経済的負担ができないということである。経済的支援の仕組みがある、という情報提供と、それを区民がうまく使えるような仕組み作り、そして場合によっては、成年後見制度の活用をするのがベストだが経済的理由で利用できない人たちに対する経済的支援、というところまで踏み込めるかどうか。消費者行政か福祉行政か、最終的には区が判断することだが、当審議会はあくまでも提言なので、そこまで踏み込むべき。高齢者は増加しており、財政的支援は簡単ではないでしょう。経済的理由で利用できないケースは実際に多いか」

「一時的にでも利用しようと考えても、「きっとお金がかかるだろう」と

利用を控えてしまう部分があるので、セーフティネット的な助成制度の情報がないと、やはり利用が広がらない。江東区や港区など、独自の利用支援事業で助成制度を設けている区もある。それがどれだけ利用されているかはわからないが、葛飾区でも、例えば消費者被害に限って、助成事業を立ち上げてもいいのでは」

「成年後見支援を明文で謳った消費生活条例は全国でも珍しく、一部では注目されているのだから、やはり具体的・積極的な施策を示すべきと考えます。条例にあるのに他よりも劣っているというのは避けたい。区が採用するかどうかは別として、少なくとも審議会としては、条例の大きな目玉の1つ、成年後見制度活用支援について有効に機能するようなことを提言したい」

「せっかく助成制度があるのですから、それを活用できるように働きかけるという提言はどうか。福祉の問題も絡むので、消費生活センターとしては、そこまで踏み込まなくてもいいと思う。そういった制度を国や都が分担してくれるのだから、葛飾区でも活用しようという書き方では駄目か」

「2つ面があると思う。1つは、国や都の支援制度を区民が利用しやすくするための情報提供。これはすぐにでもできる。もう1つは、もっと踏み込んで、区独自の仕組みを考えようということ。少なくとも審議会の答申としては、そこまで踏み込むべきではないか」

「そこまでは無理ではないか。国や都の助成制度を活用するための働きかけだけでいいと思う。区独自の補助金というのは、もちろんやった方がいいが、それをどこでやるのか。消費生活センターは福祉部門ではない」

「それは区が判断すること。物事を1つ実現するためには、10倍言う必要がある。我々は区議会ではなく審議会である。財政的なことはそれほど深く考えずに、住民にとって望ましいことは言ったほうがいいと思う。無理だろうと諦めることは避けたい」

「成年後見制度という言葉を実体的に耳にしたのは、この審議会が初めてである。相続時などの相談先として、財産について適切なコンサルティングをするというような認識しかなかった。やはり制度そのものが我々に周知されていないということと同時に、例えば消費者救済ということに絞って、具体的に踏み込んでいくというのが条例に最もふさわしい考え方だと思われる。リーガルサポートという言葉が出たが、どういうものか」

「ここに書かれている通り、成年後見制度は平成12年4月にスタートしたが、それに先駆けて前年の12月に、司法書士会が設立した団体がリ

ーガルサポート。司法書士を会員として、後見人の候補者を養成して、行っている後見事務を監督していく。研修と監督という2つの大きな柱に加え、もし何か起こったときにはリーガルサポート全体がかけている保険でカバーするという形での団体を設立した。例えば、弁護士会や社会福祉士会は、独自の団体を設立せずに、基本的には会の中で委員会を作っているが、我々の場合は社団法人であるリーガルサポートを設立して、その勧誘をし、会員の中で研修を行い、監督をしていく。弁護士会は会員や個別の案件を監督することができないが、社団法人であるリーガルサポートは、それを目的事項に入れているので、個別の事案について監督することが一応可能。個人情報保護法の施行後は多少難しくなったが、その中でも出来ることをやるということで、研修・監督・保証という3本立てでやっている。

「庶民感覚で申し上げますと、トラブルがあったときの相談先として、一般的に弁護士は高いということと、案件によっては、あまり受けてもらえないという印象がある。そこで、もう1ランク下がって司法書士が、容易に相談を受けてくれる仕組みがあればと思っていた。費用の問題は最も重要な問題。施策上はそこに重点を置けばいいでしょう。区民に対してわかりやすい説明が必要なのではないか」

「リーガルサポートというのは固有名詞である。平成12年に民法が改正されて、かつての禁治産者制度・準禁治産者制度から成年後見制度になった。そこで、全国的に、弁護士会や司法書士会が取り組み、私が見る限り、司法書士会は独立したリーガルサポートというものを作り組織的に対応しているが、弁護士会はそこまでしていない。成年後見制度の難点は、誰に後見人を頼めるのかということ。だいたい家族が後見人になるが、2つ問題がある。1つは、後見人が先に死亡してしまうケース。もう1つは、成年後見人自体が加害者になってしまうケース。後見人も人間ですから、目の前に財産をちらつかせられたら、その可能性がある。この問題をどうクリアするか。そこで、個人ではなく組織が成年後見を引き受けるというのが1つの解答になる。もう1つは、担当の後見人が仮に早く死亡しても、代わりの人がすぐ補充できるということ。それから「監督」という話もありましたが、担当の後見人がもし悪いことをした場合には組織が責任を負うことができるという仕組みが必要なのです」

「消費生活センターでは、リーガルサポートにつなぐということまでは、やらないのか。例えば認知症の人が悪質商法でだまされた場合、成年後見制度の説明や、司法書士会のパンフレットを渡す程度のことはするで

- しょう。しかし、実際には、金銭面が気になって行かない人も多いと思う。消費生活センターの方で、予約までとってあげる必要があるのではないか」
- 「地域包括支援センターと社会福祉協議会が成年後見制度の窓口になっているというのが実態。地域包括支援センターは区内7地域、日常生活圏域にあるので、そちらに相談すれば、制度活用について一定のアドバイスを受けられるようになっている」
- 「答申案に書いてあるように福祉との連携は不可欠。成年後見制度活用の具体的な情報提供や相談は、地域包括支援センターの方が先行している。そういう意味では、消費生活センターの職員も包括支援センターの業務内容を知った上で、必要ならそこへ誘導することになるのではないか」
- 「制度の利用は、まず家庭裁判所に対して申し立てをすることから始まるが、誰が申し立てをするかが問題。親族がいればいいが、消費者被害にあった人に身近な親族がいるかどうか分からない場合が問題である。消費生活センターが地域包括支援センターにつないでも、地域包括支援センターでは何もできないので、そこから高齢者相談の方に行くと思われる。親族調査をして、いない、もしくは断られたという場合には、その高齢者相談の担当の方で区長申し立ての検討をすることになるでしょう。ただ、地域包括支援センターは介護予防の方で忙しくて、権利擁護関係の仕事が不十分だと言われている。実はある時期、葛飾区の区長申し立ては23区内で最多件数だった。つまり需要としては非常に多く、我々の方にも「候補者になってほしい」という依頼があった。今は、だいぶ数が減りました。担当者には、利用支援事業のことを何度も申し上げたが、なかなか予算化まで行かないとのこと。ほとんどお金がないというケースもあり、ボランティア、もしくはリーガルサポートでやっている基金で5年間だけつないだことも。決して需要がないわけではない。地域包括支援センターの機能が活性化され、情報があがってくるようになれば、潜在的な需要がかなり掘り起こされるでしょう。
- 「成年後見制度や、それをフォローする地域包括支援センターなど、ようやく制度が揃った段階だと思う。これが有効に機能し、お互いが連携を密にするのはこれからの話。定着させていく必要がある。社会福祉構造基礎改革で介護保険が導入され、「措置から契約へ」と言われるように、福祉サービスの利用が原則契約関係に変わりました。私は全国社会福祉協議会で10年ほど仕事をしている。契約書のモデル作りなど、従来の福祉の専門家では対応できなくなっている。社会福祉法人は契約時に必ず情報を提供しなくてはならない。まさに宅建業法のように重要事項説明

書に基づいて説明する、誇大広告はいけないという、不動産業に対するのと同じ要求を福祉事業者にしている。福祉サービスも消費者問題化している。福祉と消費者行政が、ますます連携を密にする必要がある。ところが福祉の現場は、まだそこまで理解していないのが現状と思われる。第三者評価については、私は委員会のメンバーなのですが、福祉の現場では、第三者評価の持つ意味がそれほど理解されておらず、あまり普及していないというのが実情である。全国社会福祉協議会で仕事をしてわかったが、東京都は、独自に評価基準を作っていて、国よりも進んでいる。我々がやっている全国社会福祉協議会というものは、当然「全国」の評価基準だと思っていたが、そうではない。自治体が自前でできないところをカバーするものである。東京都の場合は形式的には二重基準のはずだが、実態的には、ほとんど東京都独自の評価基準と第三者評価の仕組みで、先行している。そのあたりを一般の住民が理解しているのかどうかはわからない。それから、5ページの力に関連して、今、国も都も最新情報は紙ではなく、全てホームページを通じて提供している。次々と法律が改正されるが、紙媒体は半年程遅れてしまう。ホームページは早期に作成される。消費生活センターに置いてある図書も、全てを新法のものに入れ替えると、お金も手間もかかる。情報を発信する側がもう紙を使っていないのだから、それに対応せざるを得ない。従来であれば、消費生活センターにコンピューター端末を置いても利用できないのではないかという感じでしたが、そうも言っていられない。最近、高齢者用パソコンが発売され、大人気のようなのである。最低限、情報にアクセスできればいいと思う。地方消費者行政活性化基金を、センターのリニューアルに使うという方針があると思うが、その中に端末購入を入れたらどうか。コンピューターでしか情報収集できない時代なのだから、そのための端末を消費生活センターに設置すべきであるという趣旨のことを書き込んでおいた方がいいような気がするが、どうであるか」

「賛成である。図書館の蔵書検索をする端末などは、もう一般化している。5年前は誰も触っていなかったが、今は多くの利用者で満席となるほど。少なくとも地区センターあたりにはパソコン端末を置いて、触るチャンスを与える必要がある。先日、葛飾区の自治町会連合会の50周年記念式典に出たが、その中身を見てもIT化に関しては全く施策がない。町会の中にチューターを1人置き、その人がインターネットで区からの最新情報を受け取り、回覧板や掲示板で流せばいいと思う。なぜこれができないのかといえば、町会長などは高齢者が多く、パソコンと聞くと拒否反応が出てしまうから。実際に触ってみれば何とかなるものである」

「消費生活センターへ来て、パソコンを使ってみたら意外に簡単だったという体験をしてもらう。情報発信する側は、新しい情報を紙媒体で印刷し直すとコストがかかる。ホームページなら低コスト。「詳しくはホームページへ」と、アドレスだけ広告すればいい。消費者情報に限らず、全ての情報がそうである。例えば、法テラスのホームページには、法律の基本的なQ&Aがある。年金生活では、本を多くは買えませんからね。5ページの力に、コンピューター端末を設置すべきと追加したらどうか」

「6ページ目に、「不特定多数の人が集まる場所」とあるが、葛飾には小さなお店が多数ある。高齢者は大型スーパーよりも、そういう小さなお店を利用することが多いのではないかと。そういう店にパンフレットなど、そのときに応じたものを置かせてもらうというのはどうか」

「それは情報伝達というよりも、8ページの5「安全・安心に暮らせる地域社会の構築」にかかわってくると思う」

中間答申案のうち、5を読み上げ(事務局)

「葛飾区の場合は審議会のメンバーに事業者代表が加わっていない。私がかかわっている国分寺市などは、事業者代表というと商店・農家が多いので、消費者問題となると「何をすればいいのか」という戸惑いがある。そこで「地域社会の事業者も協力して仕組みを作る」と言うと、盛り上がる。今、小金井市などは、むしろ事業者代表の方が盛り上がって、色々なアイデアが出てくる。今は買い物というと、コンビニに代表されるようにほとんど会話がなく、「安ければいい」という考えになっているのではないか。昔は、商品知識の豊富な知り合いの店員さんと話をして、そういう商店で購入し、家電製品が故障したときなどケアしてくれるような地域社会があった。それを消費者自体がどう考えるか。特にこの不景気では、ますます安さを求めて、なかなか理解を得られないかも知れないが、そういった社会を見直す必要があると思う。まだ葛飾区には、いわゆる下町の人情みたいなものが残っているのだから、それを積極的に評価して、事業者も協力し、地域全体で社会を構築していったらどうかと。このあたりは、中間答申では書かずに、当事者の意見も聞いて、最終答申をとりまとめた方がいいと思う。若者が考える高齢者の需要と、高齢者自身が困っていることにはズレがある。ある私鉄の試みが面白い。駅に通常の低いベンチ、それから高いベンチ、最後は寄りかかるタイプと、ベンチを3種類作ったという。深く腰掛けると膝に負担がかかり、高齢者は立てない。高ければ、すぐ立てる。もっと足の痛い人は寄りかかるだけでいい。そういうことは、高齢者自身に聞かないとわからない。こうした街づくりは、産業経済課が音頭を取るべき。葛飾区の商店街は

- 「どうですか。シャッターが下り始めているか」
- 「大規模店の出店で、商店街としては苦戦している状況である。商店街には、子供が店を継がないでサラリーマンになっているケースが多い。跡取りのいる商店と、もう自分の代で商売をやめようという商店とが混在し、商店街の中でも温度差がある。商店街として合意形成を取ろうとすると、一過性のイベントには積極的だが、先行投資をして顧客にサービスするような大きな事業に対しては、なかなか合意が取れない。お休み処やトイレなど、ハード的な投資については、活性化事業として都・区の補助が入るが、なかなか難しい」
- 「私は東京都の公衆浴場対策協議会の会長を10年やっていたが、東京の銭湯は廃業が進んでいる。前任者は経営学者で、銭湯の企業努力不足と言っていたが、私は、そもそも経営する意欲があるのかどうかを調べてもらった。すると、まさに「一代限りだから儲からなくていい」という人もいれば、「もっと積極的にしよう」という人も一部にはいる。前者は、経営努力など最初から考えてもいない。このように混在している中で、「一丸となって」というのは確かに難しい。一部では、商店街に丸投げするのではなく、住民参加型で商店街を作る仕組みを考えている。小金井が今、江戸野菜育成というので脚光を浴びている。市の経済課が一応の窓口になっているが、あれはNPOの取り組み。NPOの専門家たちが集まり、これを普及させようとする動きを、市が支援する。そういうものが出てこないと先に行かないかも知れない」
- 「長年モノ売りをやってきたので、よくわかるのだが、商店街を一括でまとめようとするとうる色々なハードルが出てくる。例えば、電気商というように業種を絞って集まってもらい、その中で、行政と消費者と商店が、少しずつ地域の安全・安心を築いていくことができないか。私も昨日、電気屋さんに来てもらい、難しい接続をお願いした。これは絶対に必要なことである。単に値段ではない。経営者の経験と勘だけでなく、消費者の意見を聞いて、大型商品を安心して買える仕組みを作る必要がある。経験と勘をけなすわけではありませんが、マーケティングが不足している。消費者の知恵を入れることで、カバーできることは多いはず」
- 「いわゆる悪質業者の方が、消費者の需要に敏感だという側面がある。例えば悪質リフォーム。人生50年時代には、高齢期に入ってから本格的リフォームなどしない。余命数年なら、老朽化していても我慢して生活するわけです。ところが、今や人生80年。60で引退しても、あと20年、30年生きる。そうすると「この際、本格的にリフォームしたい」という需要が出てくる。地域の、正規の事業者は、それに応えていなかった。

- そこへ悪質業者が来て、優しい言葉をかけたので、ひっかかってしまう。そういう意味では、地域の事業者が、現在の高齢消費者のニーズをキャッチし、それに応えていく必要がある」
- 「我々の町会で最近またお葬式・お墓の問題が起きた。一定金額積み立てれば安く葬儀ができるという昔からある手口ですが、インチキです。要するに、どこかの何だかわからないようなところが、毎月5,000円を集金に来る。敵はマーケットリサーチがうまい。「うちのお墓はどうしよう」「倅も孫もお墓参りしてくれないから、どこか共同墓地にでも入れてほしい」という需要をつかんで、お金をかき集め、1年くらいで消えてしまうという手口。それを防ぐためにも必要である」
- 「約20年前に都の審議会で、高齢者の消費者被害がなぜ生ずるかという分析を行った。高齢者は色々な不安を抱えており、悪質業者がそれを巧妙に突いてくる。消費者行政も商店街の事業者も、まっとうなことをやろうとする側が、そういうニーズを積極的に取り入れて提供していかないと、なかなか悪質商法はなくなる」
- 「区内の商店街にも電気店で、独自の経営をうまくやっている方が確かにいる。電気店というのは、大型店の影響で、厳しい状況だが、この店は、自分の顧客には電気関係ではない身近な生活のことで電話相談に乗っているそう。そうすることで安定した顧客が信頼してくれる。電気製品と関係ないことでも普段相談に応じていれば、またいつか自分のところで電気製品を買ってくれるというスタンスである。商店街でアンケートを取ると、高齢者から見た商店街の利点は、やはり近くて便利ということになる。我々がいちばん心配しているのは、大型店の出店で地元の商店街が疲弊し、地域経済が悪化したときに、その大型店が撤退してしまった場合、高齢者はどこで買い物をするのかということである。やはり商店街に元気がない街は駄目だと思う。そのバランスをとるのが難しい。都市部だからまだいいが、地方は悲惨である。大型店の撤退で、中心市街地が空洞化した例は結構ある。高齢者は近くて便利なところで買い物をしたいのだが、若者は郊外店が安いからといって車で行く。そこが経済的に疲弊して立ち退いたときに、地元の商店街が復活できない。どうやって商店街を守り、活性化していくかということが非常に大きな課題であると思う」
- 「消費者の意識の問題だから、教育して変わるものではなく、難しい。今の消費者は、同じものなら安い方がいいと、単純明快である。ところが長い目で見てどうかという考え方を普及させたい。それこそ昔の、高齢者の生活の知恵を広げていく努力が必要な気がする。最近は、世帯も単

独になっているから、孫に知恵を伝える機会も少ないでしょう。しかし、地域全体でできるのではないか。かつての地域社会が持っていた、人と人とのつながりを、見直してみる必要性があると思う。今は収入が増えないので、知恵を出さなければ生きていけない。この不況は、好ましくないけれども、人間が生きることをよく考えるチャンスでもある。ここで知恵を出し合って、最終的なものを作りましょう。

中間答申案のうち、6を読み上げ(事務局)

「表現に工夫が必要であると思う。1968(昭和43)年の消費者保護基本法の制定、翌年の地方自治法の改正を受け、当時の経済企画庁と自治省次官名の通達が全国に発出された。消費者行政に関する一種のガイドラインでした。東京都のように先行しているところは内容を考えた上で施策を実行していたが、消費者行政と言われても何をすればいいのかわからない自治体では、これを機械的に行った。私を知る限り、今でもほとんどの自治体において、基本はこの昭和44年の通達のまま、全国同じことをやっている。ところが、時代は変わった。目的も考えずに、ただ通達に書いてあるから、ということでやっていた部分を見直すということが必要である。このことを、単に「基本法の制定時に出された国の通達や通知に基づき」と書いても伝わらないのでは。もう少し詳しく説明する必要があると思う」

「最後に」という形でここに入れているが、事業の見直しに係る話なので、例えば「消費者教育の拡充」の中で、「大学と連携した連続講座の開講」の後に入れた方が座りがいいので、修正を考えている。また、4ページ(1)「相談・苦情処理体制の強化」について、消費生活センターが中核的な機能を持っているにもかかわらず、実際に何をしているのかわかりづらいというご意見があった。このことは、当審議会以外でも色々なところで言われており、事務局でも重く受け止めているところである。その中で、センターの所在地が良くないので、わかりやすい場所へ移転せよというお話があったが、このセンターは、区内では中心的な位置にあり、どこからでも同程度の時間で来られるという意味では、決して悪い場所にあるとは考えていない。我々としては、これを本庁舎や駅の中に移転することは、現時点では無理だと申し上げなくてはならない」

「皆さまの意見を事務局が集約し、こういう表現になっているわけだが、「移転する」と結論づけてしまうのは大胆であると、私も感じた。ただ、せっかく意見が出たので、検討するということは入れておくべき。区はこの場所が良いと言うが、住民もそう思っているのか。初めて消費生活センターに来たとき、私は「なぜこんな不便なところにあるのか」と感じた。

区の事情はわかるが、審議会としては、だからといって何も書かないわけにはいかない。例えば、位置としてはアの内容をいちばん最後にして「移転させることを検討すること」という表現にしてはどうか」

「地理的に見て「区のあるから良い」ということは、理屈としてありえない。そこに至る交通アクセス、人口や所帯の分散度を考えれば、決して便利なところではないと思う。消費者庁ができて消費者行政が大きく変化する中で、消費生活センターの機能も変化せざるを得ない。そのためにも良い場所にあるべきだ、という考え方の問題である。移転することが問題なのではない」

「「移転する」ではなく、「消費生活センターの所在地についても住民がアクセスしやすい場所を検討する」というような表現で残してはどうか。葛飾区は外から移り住んでくる人も多いと思うが、そういう人たちまで含めてアクセスしやすい場所を考えるには、住民の声を聞かないといけない。新住民には、どこが中心かわからない。区役所の所在地が、一応のモノサシになるのです。江戸川区ではグリーンパレスという建物で、区役所の隣にありますね。あとは駅でしょうか。葛飾区の場合、どの駅が中心なのかわからないので、駅といっても一概には言えないが」

「このセンターを作るのは大変なことだった。今は消費生活センターも当たり前の施設になっているが、当時は「センターはいらない」という反対者が多かった。消費生活センターだけでは駄目ということで、女性センター・福祉施設との三者であれば建てられると、何とか予算を取った。葛飾区は最初から独立的な建物にセンターがあるが、どこかの一角を借りているという区もある。確かに、葛飾区の場合、交通の便は悪い。こういう施設にバスなどが回るようにしてほしいと区に言っているが、センターがなくなるのは困るので、あまり移転しろとは言いたくない。交通の便を良くしろという方向でいきたい。もちろん検討する必要はあると思うが。」

「おっしゃる通り、消費生活センターを持っているということ自体、葛飾区の宝だと思う。多摩地域の市では、センターを持っているところなど、ほとんどない。相談部局といっても市役所の小さな一室で、そこに消費者が相談に行くのは敷居が高い。市民が市役所の中の、3階や4階の事務室の奥へ入って行かなくてはならないわけだから。ただ、葛飾区は、その宝を有効活用できていない。例えば展示室。あんなに広い空間を確保しておいて、もったいない。それを今回やったらどうかということ。移転はその先の話になるが、やはり住民からアクセスしやすいところというのは常に考えておく必要がある」

(2) 今後のスケジュール

- ・5月の連休明けまでに、本日の議論に基づく修正を行うことと他にも意見があれば事務局に提出し、それを全て反映した答申案を各委員に送付
- ・遅くとも5月中には中間答申として確定のうえ、区長へ提出
- ・次回は、9月11日(金)午前10時から

(3) その他

リーフレット「暮らしにいかすシリーズ」第28号の配付

3 閉 会